

各位

NPO法人 全国移動サービスネットワーク

「移動サービス 認定 運転者講習テキスト（2010年度改訂版）」 第5版 発行のお知らせ

日頃より当会の活動にご理解ご支援をいただき誠にありがとうございます。

このたび、「運転者講習テキスト（2010年度改訂版）」を増刷するにあたり、主に関係法令の改正によって呼称や内容が変更された点を修正いたしました。

お手元に「運転者講習テキスト（2010年度改訂版）」がございましたら、お手数ですが、今後の講習実施の際には、本紙を増し刷りして配布、または挟み込むなどのご対応をいただければ幸いです。ご指導いただく講師のみなさまにも、事前に修正箇所をご確認いただきますようお願い申し上げます。今後も、役立つテキストにするため改訂を行ってまいりますので、お気づきの点がございましたらご指導ご意見をお寄せください。

.....

【運転者講習テキスト・第4版からの主な修正点】

(1) 主な修正・差し替え

項目	第4版ページ	内容
第3章 移動サービスの利用者を理解する	P24	(5)の7,8行目 介護 → 介助 ※移動サービスで行う介助行為は本書では「介助」に統一
	P26	17行目 主な原因としては、感染・・・考えられます。 →主な原因としては、母体（妊娠中）の感染や、出産時の酸素不足等周産期の事故や異常、代謝異常や栄養障がい、乳幼児期の高熱の後遺症、脳疾患、ダウン症候群等の先天性疾患や親からの遺伝などが考えられますが、原因不明の場合も少なくありません。
	P26	下から2行目 「学習障がい（LD）・注意欠陥／多動性症候群等の」 →「学習障がい（LD）・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい・注意欠陥／多動性障がい等」
	P26	最下行 困難性を持ったタイプの障がいです。 → 支援が必要な状態です。
	P28	7行目 140余りの疾病が難病指定され → 130の疾病が特定疾患として指定され
第6章 移動サービスに関する法律・制度を理解する	P78	23行目 会員の運送・・・行うことができる →会員を乗せ、それぞれから対価を収受する運送（複数乗車）を行なうことができる。
	P80	1行目 ＜ワンポイント＞無償運送・登録不要の活動※見出しと内容を全部差し替え →＜ワンポイント＞ 道路運送法の「登録不要の活動」 運送部分について利用者の負担がない、もしくはある程度以下、対価性がない、といった場合は有償運送に該当せず、道路運送法による許可や登録は不要となります。例えば、以下のような活動があります。 ●利用者の負担がないケース（「完全無償」） ●利用者からガソリン代程度の実費しか徴収していないケース（「無償運送」）

		<ul style="list-style-type: none"> ●送迎の有無にかかわらず利用料は同額で運送の対価として利用者から徴収していないケース（「介護・家事身辺援助等のサービスとの一体型」） ●デイサービスでの送迎（自家輸送）やふれあい・いきいきサロンの送迎（「サロン送迎」）
	P81 ※2 3行目	訪問介護・・・（ヘルパー1, 2, 3級） →「介護職員初任者研修」修了者 （旧：訪問介護員養成研修1級・2級・3級、介護職員基礎研修の修了者を含む）
	P82 3行目	5）介護保険法第8・・・1, 2, 3級 →都道府県知事または、都道府県知事が指定する事業者が行う「介護職員初任者研修」修了者 （旧：訪問介護員養成研修1級・2級・3級、介護職員基礎研修の修了者を含む）
奥付	項目	NPO法人 横浜移動サービス協議会 ※移転のため住所 〒231-0016 横浜市中区真砂町3-33 セルテ11F よこはま市民共同オフィス

(2) 新規挿入

p25 「(5) 内部障がい」の節の末尾

●肝臓機能障がい

2010年（平成22年）4月から、肝臓機能障がい、内部障がいの一つに加わりました。代謝や解毒等の働きを持つ肝臓の機能が低下すると、倦怠感や疲労感、腹水、脳症等の症状が現れます。障がい認定されるのは、腎臓機能が低下した状態が3か月以上続いた場合や、肝不全で肝臓移植を受けた場合です。

【訂正とお詫び】下線部分の「腎臓機能」は誤りで、正しくは「肝臓機能」です。

p26 <対応のポイント>の節の2行目

理解力の発達がゆっくりですが、健常者と同じ段階を経て発達していきます。また、身体的・感情的な発達が遅いとは限りません。成人であれば、子どものように接するべきではありません。

p28 「7 難病・疾病」の節の末尾

<ワンポイント> 難病が利用対象に

2013年（平成25年）4月から、障害者総合支援法の施行に伴って、難病（対象疾患130）の人も、障がい福祉サービスを利用できるようになりました（医師の診断書等で利用申請ができます）。福祉有償運送については、難病が「その他の障害」として認められている地域もありましたが、障がい福祉サービスの対象になったことで、改めて「その他の障害」の範囲として認められたといえます。

(3) その他

- ・「障害者自立支援法」の記載を「障害者総合支援法」に変更しました（計5か所）。
- ・紙面の都合により、p23「(3) 聴覚障がい」小見出しや接続詞と、p26「5 知的障がい・発達障がい」の本文の一部を削除しました。
- ・全般的に単語や送り仮名の表記統一を行いました。

以上